

**京島委員**

調理師資格についてお尋ねをいたします。

まず、調理師の資格の取得というのはどのようにできるのか、お伺いさせていただきます。

**太田環境衛生課長**

調理師は免許制となっております、申請に基づいて都道府県知事が免許を与えることになっております。

免許を受けるために必要な要件を満たす方法は二つございまして、いずれも高等学校の入学資格を有することが必要となりますが、一つは、都道府県知事の指定する調理師養成施設において1年以上、調理、栄養、衛生に関して調理師として必要な知識技能を習得すること、つまり調理師養成施設を卒業することです。もう一つは、多数の方に飲食物を提供する調理施設で、厚生労働省令で定めるものにおきまして2年以上の調理の業務に従事した後、都道府県知事が行う調理師試験に合格すること、この二つの方法があります。

**京島委員**

調理師資格がなくても、食品衛生責任者を登録すれば、飲食店の営業ができると聞いておりますが、実際はどうなのでしょう。

**久島食品衛生課長**

まず、食品衛生責任者になるための資格ということでございまして、これは食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例施行規則に規定がございまして、食品衛生責任者になるためには調理師、栄養士、製菓衛生師などの資格をお持ちの方のほか、知事が指定する食品衛生責任者講習会の課程を修了した方、この方たちに資格が認められているところでございます。

飲食店を営業する場合は、食品衛生責任者を設置することが義務付けられております。

**京島委員**

では、食品衛生責任者にはどのようにしたらなるのか、教えてください。

**久島食品衛生課長**

この食品衛生責任者は、先ほど設置が義務づけられているというふうに申し上げましたが、実際にはですね、食品衛生上の管理運営に当たるために事業者本人、あるいは既に現場においてですね、実務に精通されておりましたり従事者の方を指導監督できる方の者の中からですね、事業者が選任して食品衛生責任者になっていただくものでございます。

この食品衛生責任者は、食品衛生上の管理運営に当たるほかですね、衛生上の問題を発見したときは事業者にその改善を進言するなど、衛生的な管理運営の推進役となっていただくということになっております。

**京島委員**

今お話いただきましたように調理師資格の方が食品衛生責任者よりも取得というのが格段に難しいことが分かります。食品の取り扱いについてそれだけの知識と経験を有しているということも分かりますが、一方で、それに関わらず、調理師資格の優位性がないとの指摘を受けることがあります。県としてはどのように考えているのか教えてください。

### 久島食品衛生課長

調理師の皆さんは、いわゆる調理技術という面におきましては専門性の高い国家資格を持った方々であって、食品関係事業に従事することも多く見られます。そこで今後とも引き続き食品衛生責任者としてその中心的な役割を担っていただくとともに、食品衛生の維持向上がこのことにより図られると考えております。

それから、調理師の資格をお持ちの方とほかの資格をお持ちの方の優位性という御指摘の点でございますけれども、基本的な衛生面についてはですね、調理師さんだけではなく、例えば栄養士さんとか製菓衛生師さんなどのほかの資格を持っている方々も食品衛生についての十分な知識、あるいは技術は持っていると考えていますので、同じように食品の衛生管理、あるいは従事者というものの施設の管理運営に関してはですね、同等に重要な役割を果たしていただくということになると考えております。

### 京島委員

千葉県では、実際に昨年度調理師による県民の食生活の向上に関する条例を制定し、調理師の優位性とその必要性を明らかにしました。本県でも何らかの対策を行うべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

### 久島食品衛生課長

千葉県の調理師による県民の食生活の向上に関する条例でございますけれども、この目的といたしまして、いわゆる調理技術の合理的な発達を図り、もって県民の食生活の向上に資するということが書かれているというふうに聞いております。

一方で、食品衛生の、いわゆる現在の食品衛生責任者の制度の中ではですね、やはり調理師さんだけではなくて、ほかの資格をお持ちの方々も重要な役割を同じように担っていただいておりますので、現時点では調理師さんだけ優位性を認めて特別に扱うということはなかなか難しいと考えております。

### 京島委員

今世の中全般において食の安全・安心についてというところでは関心が非常に高まっているところでもあります。一方でITなどによる情報がはんらんし、売り買いの資本も多様化していると思います。専門的な知識と経験を持った調理師の存在は貴重であります。県としてその認識を持って、今後具体的な取り組みを行っていただけるように要望させていただきます。以上で私の質問を終わります。